

デイサービスセンター真盛園

通所介護、介護予防通所介護相当サービス運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人真盛園が開設するデイサービスセンター真盛園（以下「デイサービスセンター」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）は、社会的孤立感の解消及び心身機能並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態、要支援状態又は事業対象者である高齢者に対し適正な指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(方針)

- 第2条 指定通所介護サービスの提供にあたり、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第15号）及び大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱の内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター真盛園

- (2) 所在地 大津市坂本五丁目13番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 デイサービスセンターに勤務する職員、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画を作成し利用者又はその家族に対してその内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画の作成にあたって既に居宅サービス計画、介護予防ケアマネジメントを作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助並びに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。それぞれの利用者に応じて通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (3) 看護職員 1名以上

通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。

- (4) 介護職員 3名以上

通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として利用者の介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）

通所介護計画、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、デイサービスセンター職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 デイサービスセンターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日（ただし、12月30日～翌年1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) 提供時間 午前9時30分～午後4時40分までとする。
(ただし、送迎時間は含めず)

(デイサービスセンターの利用人員)

第6条 デイサービスセンターの利用定員は、1日25名とする。(介護予防通所介護相当サービスを含む)

(デイサービスセンターの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活相談
- (3) 食事サービス
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎サービス

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準の額又は大津市長が定める額により算定した居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）から事業者を支払われる居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額を控除して得た額の支払いを受ける。法定代理受領サービスでないときは、その全額を利用者が負担するものとする。

3 前項のほか、利用者より次の費用の支払いを受けることとする。

- (1) 食費（おやつ代含）・・・750円
- (2) おむつ代・・・現物での返却（紙おむつ）・布製下着 実費
- (3) 指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの提供において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用
 - 1 材料費（個人における作品作成材料実費）
 - 2 連絡帳（必要であれば実費）

(4) キャンセル料（利用の中止）

利用者の都合で利用を中止する場合は、下記のキャンセル料を支払っていただく場合がある。ただし、急病による入院等、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

利用の前日までに連絡がある場合	キャンセル料不要
利用当日の8：30分以降に連絡の場合	昼食代分 750円 (おやつ代含)

(5) 複写サービス料(複写・FAX・コピーの実費)・・・一枚につき10円

(6) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明を行った上で支払の同意を得なければならない。

- 4 その他、利用料について支払いに困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上減額または免除することができる。ただし、保険対象の利用者負担分は該当しません。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、日吉台・坂本・下阪本・唐崎・滋賀学区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの利用にあたっては、医師の診断日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等をデイサービスセンターの職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時の対応)

第10条 事業所は、指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族、市町村に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故の状況及び執った処置について記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害等に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定

め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 指定通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業所運営の指針)

第15条 事業所を運営する法人の役員、管理者及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならない

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(利用者の人権の擁護、虐待防止)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条

- 1 事業所は、全ての通所介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員が職員でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環

境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(第1条第2条第7条第12条を改正、第15条(事業所運営の指針)第16条(利用者の人権の擁護、虐待防止)追加)

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(第7条の食費及びキャンセル料の改定)

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(第1号通所事業(通所介護現行相当サービス)の追加)

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(第7条の食費及びキャンセル料の改定)

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(第7条3(1)の食費及び第7条3(4)キャンセル料の改定)

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(第16条変更、第17条新設、第18条新設、第19条変更・新設)